

令和元年度 第1回 三浦市都市計画マスタープラン検討小委員会議事録

- 1 日 時 令和元年5月27日（月） 14時30分～15時45分
- 2 場 所 三浦市役所 第2分館 1階 第3会合室
- 3 議案
 - (1) 議案1 副委員長の選出について
 - (2) 議案2 三浦市都市計画マスタープランの見直しについて
- 4 出席者
 - (1) 委 員 中島委員、出口（眞）委員、岬委員（久保委員の代理）、鈴木（明）委員、渡辺委員、鈴木（清）[6名出席]
 - (2) 事務局 小田切都市政策担当課長、深瀬G L、石渡主査、小鮎主事補
 - (3) 傍聴人 0名
- 5 議案等関係資料
 - (1) 議案2 「三浦市都市計画マスタープランの見直しについて」関係資料
- 6 議 事
 - ・ 定刻に至り、司会（小田切都市政策担当課長）より、本日の資料に係る説明後、開会を宣言しました。
 - ・ 市議会議員改選に伴い、草間委員に代わり、出口（眞）委員が小委員会委員として指名されたことを報告しました。
 - ・ 出席者が半数（7名中6名出席）に達し、三浦市都市計画審議会条例の規定を準用し、本小委員会が成立していることを報告しました。
 - ・ 傍聴について、申し出はありませんでした。全ての議案を公開する旨を報告しました。
 - ・ 三浦市都市計画審議会条例の規定を準用し、中島委員長が議長となりました。
 - ・ 中島委員長より、議事録の署名委員として鈴木（明）委員と渡辺委員を指名しました。

— 議案 —

議案 1 副委員長の選出について

【議長】

「議案 1 副委員長の選出について」でございますが、審議会規則第 5 条第 3 項の規定により、副委員長を委員の互選により定めたいと考えております。

委員の皆様、何かご意見がございましたら、ご発言をお願いいたします。

【渡辺委員】

僭越ですが、私から意見を述べさせていただきます。

副委員長については、三浦市都市計画審議会委員としての経験も長く、市民の代表として市議会議員として活躍されている草間議員に就任いただきました。

今回、小委員会の委員として指名された出口（眞）委員も、三浦市都市計画審議会委員としての経験も長く、市民の代表として市議会議員として活躍されておられますので、適任ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

【出席委員】

異議なし。

【議長】

それでは、副委員長につきましては出口（眞）委員にお願いしたいと存じますが、いかがでしょうか。

【出口（眞）委員】

ご推薦でございますので、務めさせていただきます。

【議長】

それでは、副委員長は、出口（眞）委員に決定させていただきます。出口（眞）委員よろしくお願いいたします。

続いて、「議案 2 三浦市都市計画マスタープランの見直しについて」、事務局より、説明をお願いします。

— 議案 —

議案 2 三浦市都市計画マスタープランの見直しについて

・事務局より次の説明を行いました。

【事務局】

それでは、「議案2 三浦市都市計画マスタープランの見直しについて」ご説明いたします。スクリーンをご覧ください。

昨年度は、小委員会及び都市計画審議会で検討を重ね、都市計画マスタープラン素案をとりまとめることができましたので、平成31年1月に市民説明会を開催し、市民の皆様は素案の内容をご確認していただくとともに、ご意見をいただきました。

その後、平成31年3月の都市計画審議会においては、市民説明会の概要をご説明するとともに、検討時にご意見をいただいていた第4章における重点テーマの修正案をお示しし、ご意見をいただきました。

そこで、本日は、はじめに、市民説明会、小委員会及び都市計画審議会でもいただいた意見を踏まえ、素案を修正いたしましたので、その内容をご説明し、次に、都市計画審議会の会長より、「一度、都市計画マスタープランをとりまとめた後に、都市計画マスタープラン内の前後関係が適切であるかどうかチェックする必要がある。」との、ご意見をいただいております。素案の再チェックをいたしましたので、その内容をご説明いたしますので、ご意見をいただきたいと考えております。

この2点の作業の結果が、事前配布させていただきました三浦市都市計画マスタープラン見直し案でございます。

それでは、市民説明会等での意見を踏まえた修正についてご説明いたします。

はじめに、市民説明会では、人口等の統計データについては、最新のものを掲載して欲しいとのご意見をいただきました。

このことについては、統計データを最新データに修正するとともに、現況の記載内容についても、修正をいたしました。

一例を申し上げますと、見直し案10ページをご覧ください。

人口動態の現況、上から2番目の中ポツ、「平成31年4月1日現在の三浦市統計月報による推計人口は、42,840人、世帯数は17,528世帯で減少傾向が引き続き見られます。」という記載を追加するなどの修正をさせていただきます。

次に、「都市計画マスタープランを見直すにあたって、三浦市の将来像を描いていくためには、歴史的な評価をすることも必要なのではないか。」とのご意見をいただきました。

このことについては、第1章の「4 土地利用」において、三浦市における歴史的背景の記載を追加いたしました。

具体的な内容は、見直し案の24ページをご覧ください。現況の記載、1番上から、「三浦市には、100箇所近い埋蔵文化財や遺跡があり、地理的条件や温暖な気候などから、昔から生活を営む場所として選ばれてきたことがうかがえます。」「中世の三浦は、三浦一族興亡の歴史でもあり、源頼朝も訪れた歌舞島や三浦一族終焉の地となった油壺など、歴史的な背景のある場所も多く存在しま

す。」「江戸時代に入ると江戸湾（東京湾）の入口に位置することから港町として賑わい、まちづくりが進みました。」という記載を、「目でみる三浦市史」という文献を参考にして、追加する修正をさせていただきます。

次に、「低・未利用地という表現については、高度に利用することが良く、利用しないことはいけないというような誤解がないように気をつけてもらいたい。」とのご意見をいただきました。

このことについては、誤解を招く恐れがある記載内容を修正いたしました。

具体的な内容は、見直し案 81 ページをご覧ください。

第 3 章の 6 の「オ 下宮田・入江周辺」の 2 段落目の 3 行目に「土地利用が進んでいない低・未利用地」と記載していましたが、「利活用が望まれる低・未利用地」に修正をさせていただきます。

市民説明会での意見を踏まえた修正については、以上の 3 項目でございます。

次に、小委員会及び都市計画審議会での意見を踏まえた修正についてでございます。まずは、小委員会から、ご説明します。

第 3 章の 2 の「(6) 市場」には、「市場施設以外のことも混在して記載されており、記載内容の整理が必要ではないか。」とのご意見をいただいております。

このことについては、他の方針の記載内容と同様に、市場施設に関連する施設についても記載することといたしますが、全て市場施設のことと捉えられないよう、記載内容を整理いたします。

具体的な内容は、見直し案 66 ページをご覧ください。

「(6) 市場」に、「高度衛生管理化された市場を活用し、陸揚げから荷捌き、出荷までの一貫した衛生・品質管理を徹底するために、市場施設及び関連施設の整備を一体的に進めます。また、合理的な整備を推進するため、不要となる施設の解体などを検討していきます。」と明確な表現となるよう記載を修正させていただきます。

次に、第 3 章の 4 の「(2) 制度整備、啓発活動による対策」に、「津波や高潮などの対応は明記されているが、土砂災害については明記されていないので、明記すべきではないか。」とのご意見をいただきました。

このことについては、地域防災計画より抜粋し記載を追加することといたします。

具体的な内容は、見直し案 73 ページをご覧ください。

「(2) 制度整備、啓発活動による対策」の最後に、「大雨等による崖崩れ、地すべり、土石流等の土砂災害に備えるため、県が指定した土砂災害警戒区域や避難場所等の周知徹底と、災害発生時における警戒・避難体制の確立など防災体制を整備していきます。」と記載を追加する修正をさせていただきます。

続いて、都市計画審議会での意見を踏まえた修正についてです。

第4章の「1 重点テーマ」において、「先導的な取り組みは、位置づけるだけではなく、早期に実現するくらいまで踏み込んで欲しい。」とのご意見をいただきました。

このことについては、リード文の記載を修正することといたします。

具体的な内容は、見直し案 88 ページをご覧ください。

リード文の最後を、「早期に実現することを目指します。」に記載を修正いたしました。

第4章の1の「(1) 海業振興の推進」において、「先導的な取り組みとして、三崎漁港・魚市場の整備などといったものを入れたらどうか。」とのご意見をいただきました。

このことについては、「(1) 海業振興の推進」に、新たに項目を追加することといたします。

具体的な内容は、見直し案 88 ページをご覧ください。

「(1) 海業振興の推進」に「イ 三崎漁港『水産業・漁港を核とした振興ビジョン』の推進」を追加し、例示として、「高度衛生管理化した市場施設の整備」を記載、さらに、先導的な取組として、「沿岸卸売市場の高度衛生管理化」を追加する修正をいたしました。

次に、「(5) 防災・減災対策の推進」において、「避難経路について、城ヶ島が先導して防災マップを作り、その他の地域も今後やっていくという話があるので入れてはどうか。」とのご意見をいただきました。

このことについては、「(5) 防災・減災対策の推進」に、先導的な取組を追加することといたします。

具体的な内容は、見直し案 89 ページをご覧ください。

「(5) 防災・減災対策の推進」の先導的な取組として「地域の実情に応じた災害時に役立つ防災マップの作成」を追加する修正をいたしました。

小委員会及び都市計画審議会での意見を踏まえた修正については、以上の5項目でございます。

続いて、素案の再チェックについてご説明いたします。

これまで、三浦市都市計画マスタープランの見直しにあたって、三浦市全体における「現況と課題」を整理し、それを踏まえ、「都市づくりの目標」を設定し、目標の実現に向けて、「都市づくりの方針」を定めるという手順で検討を進めました。そして、「都市づくりの方針」の中から、重点的に取り組むテーマを抽出し、素案としてとりまとめました。

そこで、これまでの手順とは逆に、「都市づくりの方針」を基軸として、「都市づくりの方針」を定めるにいたる「現況と課題」が示されているか、「都市づくりの方針」を定めるにいたる「都市づくりの目標」が設定されているか、チェックを行いました。

具体例を1つ挙げてご説明いたします。

第3章の1の(1)の①に、用途地域については、必要に応じて適正な見直しを行っていく方針を定めていますが、この方針に対応する現況と課題といたしましては、第1章の4の(2)において、「複数の用途地域が接合し合っている等により、建築物の立地環境に弊害が生じている地区については、用途地域を適正に見直しすることが必要になっています。」と、必要に応じて用途地域の見直しを行っていく方針を定めるにいたる課題が示されています。

また、第1章の7においては、「(2) 人口減少、超高齢社会への対応」は、人口減少・超高齢社会が進んでいくことによる土地利用の変化に対応し、地域のきめ細かい土地利用の推進を図る必要がございます。用途地域の見直しを行っていく方針は、その解決策の1つであることから、本方針を定めるにいたる都市づくりの課題が示されています。

さらに、第2章の「(3) コンパクト+ネットワークの都市づくり」は、人口減少、超高齢社会に対応し、持続可能で、より効率的な土地利用をしていくための目標であることから、第3章の1に位置づけられている方針は、「コンパクト+ネットワークの都市づくり」に基づき、土地利用の推進をしていく必要がございます。

以上のように、方針と課題、方針と目標における相互の位置づけの再チェックを行いました。

この再チェックの結果、2項目の修正がございます。内容について、ご説明いたします。

第3章の2の「(1) 道路」において、幅員狭小で歩道が無い又は狭いなど交通安全上危険な箇所について、調査等を行い、必要に応じて、着手に向けた検討や調整を進める方針を定めましたが、このことを定めるにいたる課題が示されていませんでした。

そこで、見直し案30ページの第1章の5の「(1) 道路」にかかる課題、中ポツの3番目に、幅員狭小で歩道が無い又は狭いなど交通安全上危険な箇所への対応が必要との記載を追加いたしました。

同じく第3章の2の「(3) 都市公園」において、都市緑地法等の一部改正に伴って、地域の拠点として有効活用が望まれる都市公園等については、公民連携の可能性を含めて検討していく方針を定めましたが、このことを定めるにいたる課題が示されていませんでした。

そこで、見直し案37ページの「ア 都市公園」にかかる課題、中ポツの1番目に、未整備の都市公園や都市公園の維持管理については、本市の財政状況を踏まえた対応策が必要との記載を追加いたしました。

素案の再チェック結果、以上の2項目を修正いたしました。

最後に、再チェックと同時に、より市民の皆様に分かりやすいマスタープランになるよう、全体を通して、適正な文章表現になるよう、修正をいたしてお

ります。その中で1点、ご報告がございます。見直し案の50ページをご覧ください。

これまでは、目標年次を平成37年（2025年）とすることを、序章の「2 三浦市都市計画マスタープランとは」において記載しておりましたが、本マスタープランにおいて、目標として設定するものは、全て「第2章 都市づくりの目標」に記載されていることが、市民にとっても分かりやすいと考え、記載場所を変更することといたしました。

説明は以上です。

【議長】

ご意見ご質問などご発言いただければと思います。いかがでしょうか。

【渡辺委員】

73ページの修正した部分に、「防災体制を整備していきます。」とありますが、今現在、体制がある中で、このような表現をしているのか、それとも一から整備をしていくということなのか、お聞かせいただければと思います。

【事務局】

基本的な防災体制はある状況でございますが、想定外の災害等も発生しておりますので、見直しなどをしていく必要もあるということでご理解いただければと思います。

【渡辺委員】

全くないようにもとれる文章表現だと思うので、今ご説明いただいた内容が分かるように表現いただけたらと思います。

【事務局】

誤解のないような表現を検討させていただきます。

【議長】

他には、いかがでしょうか。

【鈴木（明）委員】

最近の動きとして、二町谷地区が特区認定されたと思うのですが、このことが都市計画マスタープランでは、どのように記載されるのでしょうか、もしくは記載されないのでしょうか。

また、31ページに都市計画道路の整備状況の図がありますが、引橋から三浦海岸へ向かう国道134号は、都市計画道路ではないか確認させてください。

【事務局】

二町谷地区について、一番分かりやすいところは88ページでございます。重点テーマ「海業振興の推進」のなかに、「ア 二町谷地区における海業振興の推進」を掲げておまして、この中に、特区認定に向けた取組や企業誘致などの様々な取組を包括しており、それらを推進していくという内容になっております。

引橋から三浦海岸へ向かう国道134号については、都市計画道路ではございません。

【鈴木（明）委員】

特区という言葉は、都市計画マスタープランでは出てこないということでしょうか。

【事務局】

特に出してはございません。

【議長】

出さない理由は何でしょうか。

【事務局】

特区の認定を受けるための申請をしている段階で、まだ固まっていない状況でございますし、全体的な表現として包括していると考えてございます。

【鈴木（明）委員】

特区の認定はされたのではないのでしょうか。

【事務局】

特区の認定については、現在手続き中でありまして、認定されてはございません。

【議長】

それと関連してですが、78、79ページに地区別の方針があって、その中で二町谷地区については、特区の認定を受けて何かしようというものがあると思うのですが、79ページの図では、そういうことがあまり分からず、通常の利用地域が載っているだけで、計画的な意図というようなものが書かれていないように思われます。

この青い丸が書かれていることが、そういうことだとすれば、これが何かということが、どこかに書かれているのでしょうか。「6 地域交流ゾーンの目指す市街地像」全体としてですが、表現が分かりにくいとっていて、二町谷地区で言えば、丸で囲んであるのですが、これは何なのでしょう。

【事務局】

二町谷地区につきましては、地区計画の変更の手続きを進めていることと同時に、特区認定を受ける手続きも進めてございます。そのような意味で、二町谷地区については、特に事業が動いているということを表現する意味で、丸印を付けさせていただいています。

【議長】

話が図の問題になってしまうのですが、この図だけではなく、他の図についても色々なものが混じっていて、基本的には用途地域は載っているのですが、例えば82ページには、「優良な農地が広がる」という評価が載っていたり、二町谷地区だと丸が書いてあったり、全体として何を示しているのか統一されていないような気がします。

用途地域図を示すのは、バックグラウンドとしてはあってもいいと思いますが、やはり方針ですので、「そこで何をやる」とか、「ここは守っていく」とか、「ここでこういう事業をする」とか、そういう方針が前面に出てきた方が、方針図らしくなると思うのですが、今は現況の規制の説明図くらいにしか見えません。作成の意図・方針を教えてください。

【事務局】

各ゾーンの市街地像として方針を示すため、文章と図を合わせてお示ししておりました。

今ご指摘いただいた79ページの二町谷地区は、青い丸で囲いましたが、この意図といたしましては、位置情報として、目でみて分かりやすくという表現程度になっています。

特に二町谷地区に関しては、戦略的に都市計画上の地区計画を見直して、更には、特区制度も駆使しつつ、ここでまちづくりを大きく展開していこうという取組が、この中には潜在化しております。

そういったことが、図からも想起できるようなものになっていないのご指摘を受け止め、一旦検討させていただいて、背景にある用途地域とは別に、この市街地像で示す戦略というものを、より分かりやすくなるような表現について工夫をしてみたいと思います。

【議長】

文章のほうには、戦略的なものを書いてあって、図でも位置だけではなくて、それが分かるようにしていただければと思います。

例えば、城山地区についても、ここは公共施設が集まっていて、それを再編するなどといった方針があると思います。それが、文章を読めば何とか図とリンクが張れるのですが、今はそれが埋もれてしまっていますので、図がメインになるような感じでもいいと思うので、是非修正をお願いしたいと思います。

【鈴木（明）委員】

特区の認定と都市計画マスタープランの完成のタイミングがあると思いますが、都市計画マスタープランができる前に、特区が認定された場合には、その段階で修正をかけるのでしょうか。

【事務局】

今のところ、スケジュール的には、都市計画マスタープランの見直しのほうが先行するのではないかなと考えてございます。ただ、都市計画マスタープランができる前に、特区が認定されたとしても、この都市計画マスタープランにおける二町谷地区の書かれ方という部分では、少なくとも地区計画の変更を戦略的に行っていくことを主なテーマとして書かれてございますので、特段特区の認定について謳いこむという想定はしてございません。

【渡辺委員】

今後、国の新たな制度などを取り込んでいくような表現にしておくというイメージでしょうか。

【事務局】

今回の特区認定は、地区計画を変更するという行為に併せて、認定されるものになります。都市計画の決定をしていくというアプローチは、都市計画マスタープランに取り込まれていることをもって、二町谷地区の取り扱いについては、この書きぶりで良いのではないかと考えているところでございます。

【鈴木（明）委員】

そうすると、26 ページの「状況に応じて地区計画を見直していく」という区域区分等の課題に対する答えは、どこに書いてあるのでしょうか。

【事務局】

56 ページ、「第3章 都市づくりの方針」の中に、「1 土地利用の方針」がございまして。その中の「(1) 適正な区域区分の実現」の「①市街化区域」の中ポツ上から3番目に、「地区計画の活用にあたっては、それぞれ地区の特性に応

じて、土地利用の現状や将来の見通しを勘案し、地元住民等との綿密な調整を図りながら、十分な検討を行っていきます。また、社会情勢や様々なニーズにあった利活用が進められるよう必要に応じ適正な見直しを行っていきます。」と、地区計画を見直すということは、ここで表現されています。

地区計画については、この部分になりますが、二町谷地区について言えば、これまで低・未利用地だったこともございますので、「(2) 低・未利用地の利活用」において、低・未利用地については、積極的に検討していくという記載もございますので、二町谷地区については、ここでも表現されているということが言えます。

また、74 ページの「5 都市の活性化の方針」の「(1) 産業活性化」の中ボツの1 番目に、「三浦市の産業の拠点となる施設の立地や集積等を進めていくとともに、新たな産業の立地を誘導し、産業活性化を進めます。」という部分も二町谷地区を意識した記載となっております。二町谷地区については、主にこの3 点が方針として打ち出しているところでございます。

【議長】

重点テーマにおいて、二町谷地区の地区計画の変更を、具体的に動いているものとして謳わなくていいのでしょうか。

先ほど、個別のものは載せないというような説明があったと思うのですが、例えば 88 ページに「引橋地区地区計画におけるB 地区の整備方針の策定」というように、具体的な内容も書いてあるように思えます。地区計画の変更という、都市計画上の非常に大きなものに現在取り組んでいて、そのことが、ぼんやりとは書いてあるのですが、二町谷地区地区計画は、このような理由で変更していくということは、都市計画マスタープランでは書いていない。

【事務局】

地区計画の見直しという表現にはしてございませんが、先導的な取組の中で、多目的利用用地の利活用をしていくことが、従来の取組からは、視点を変えて取り組んでいることとございますので、そのことをもって、十分取組の状態を表現していくには足りるのではないかという理解で、このような書き方にしています。

【議長】

ことさらに地区計画の変更を言わない理由は何かあるのでしょうか。例えば、「二町谷地区の地区計画の変更による多目的利用用地の利活用」というような感じで言えるような気もするのですが。

【事務局】

ことさら言えないということは無くて、現に都市計画審議会の中で、並行して検討を進めておりますので、地区計画の変更というのは、自明でございます。そんな中、この都市計画マスタープランで、市民も含めて、皆様方に、今後の市の展望という面で、明るい三浦市の将来をより分かりやすく伝えていくには、地区計画の変更という、都市計画上の手続き論だけを謳うのではなくて、二町谷地区に関しては、どのような土地の利活用が進められるかというゴールが見えかけてきたということもあるので、そちらに視点を向けて表現した方が、より分かりやすいのではないかと考えてございます。

【議長】

分かるような気はします。

【事務局】

先ほどもご説明したとおり、段階的に位置づけている地区計画の変更の必要性ですとか、変更することによる効果ですとか、そういうものは、この都市計画マスタープランで謳わせていただいております。そうした中で、順次、ストーリー立てていくという面では、今ご議論していただいているとおり、地区計画の変更をもってという方が、分かりやすいという意見があるかもしれませんが、事務局といたしましては、都市計画マスタープランを見直す担当でもあり、地区計画を変更する担当でもあり、同時並行で進めていることの結果を早く出すことにおいて、将来的に、多目的利活用用地の推進というメッセージを伝えていったほうがより良いのかなという観点に立っているというところでございますので、そのようなことでご理解いただければと思います。

【議長】

理解はできるのですが、全体として、どうしていく、どういうものを造ってくなどといった目的の話と、手段としての都市計画の話が、セットで書いてあればいいと思います。

例えば、「引橋地区地区計画におけるB地区の整備方針の策定」については、目的があって、そのための手段として方針の策定があるということだと思いません。今は、目的が書いてあるもの、手段が書いてあるもの、バラバラだと思いますので、二町谷地区の話ひとつだけであれば理解はできるのですが、丁寧なのは、両方書くことかなと思います。

都市計画マスタープランなので、やはり手法の部分も、都市計画法に基づくものだけじゃなくても良いのですが、都市計画法に基づくものとどう関係しているのかということは、最低限示す必要があるのではないかと思います。

重点テーマに書いてある内容は、都市計画法に関連していますよね。

【事務局】

そういった意味では、都市計画ではない、例えば、防災マップの作成ですか、そういったものもありますので、すべての重点テーマが、都市計画法に基づく何かということではない状況になっています。

今、ご指摘のあったとおり、目的として明らかに書かれているものと、手段としてそれを目標に置いているものと、混在するということは、真摯に受け止めます。それらは、それぞれの業務の進展状況に応じて、書ける範囲のものを書いているという状況でございます。

本日いただいたご意見を受け、都市計画手続きを要するもの、要さないもの、あるいは目的と手段、何故こういう書き方になっているのか、改善を要するのか、一旦チェックさせていただきたいと思います。

【議長】

意識的に見直しをしてみてください。他にはいかがでしょうか。

【出口（真）委員】

83 ページに、「6 地域交流ゾーンの目指す市街地像」の「(2) 海と緑の魅力を発信する交流ゾーン」として、はじめに「ア 油壺周辺」が記載され、次に「イ 宮川・毘沙門周辺、松輪・劔崎周辺、金田漁港周辺」、最後に、「ウ 小網代の森周辺」という順になっていますが、「ウ 小網代の森周辺」の記載に、油壺への回遊性といったことも書かれているので、「ア 油壺周辺」の次に入った方が、良いのではないかと思いますのでいかがでしょうか。

【事務局】

52 ページをご覧ください。第2章において、将来都市構造を位置づけており、地域交流ゾーンがラインナップされていますが、「小網代の森周辺」は、今回の見直しにおいて、新たに追加したものでしたので、最後に入れ込んだという状況で、記載順は、特に意図してございませんでした。

この記載順に合わせて、第3章の「6 地域交流ゾーンの目指す市街地像」を記載している状況でございますので、ご意見を踏まえ、記載順の入れ替えをさせていただきたいと思います。

【議長】

他には、いかがでしょうか。

【岬委員】

先日、ベイシアがオープンし、間もなく市民交流センターもオープンするという状況だと思いますが、77 ページに、「市民交流センターの小網代の森インフ

オメイションスペースでは、自然環境の保全、交流人口の拡大等に努めています。」とあり、小網代の森インフォメーションスペースと交流人口の拡大がどのように関係するのか疑問を感じましたので確認させていただきたいのが1点。

もう1点は、92ページの『(2) 機動的な対応に係る仕組み』で対応できる主な参考事例」については、記載事例のようなものとして見るのか、ある程度可能性のあるようなものであるが書くまでには至っていないようなものとして見るのか、お聞かせいただければと思います。

【事務局】

1点目についてですが、市民交流センターという施設には、小網代の森インフォメーションスペースの他にも、市民活動を支援するための施設として、打合せスペースなどといったものがございます。小網代の森インフォメーションスペースにおいて、小網代の森の優れた自然環境を来訪者に理解していただくとともに、小網代の森を通じて、市民との交流といったものも想定してございますので、このような記載をさせていただいたところでございます。

2点目については、あくまで、事例としてはこういうものが考えられると想定しているもので、都市計画マスタープランに記載直前の具体案件ではございません。

【岬委員】

単なる記載事例であれば、具体的な地名ではなく、関係ないものを入れておいたりした方が、誤解がなくて良いのではないのでしょうか。

【事務局】

こちらに記載の内容は、現行の都市計画マスタープランに記載している内容そのままになっておりますが、今回、『機動的な対応に係る仕組み』で対応した事例」を追加したことにより、誤解を招くようなことになってしまったと思いますので、ご指摘いただいたとおり、具体的な地名などは記載せず、架空のものなどで記載をするように修正させていただきたいと思います。

【渡辺委員】

51ページに記載されている「コンパクト+ネットワーク」という言葉は、国が目指している方針のようなものでしたでしょうか。

【事務局】

人口減少下におけるまちづくりの基本的な方向性として、住んだり、生活したりする場所が、コンパクトにまとまっていた方が、投資をするのにも効率的であるし、そういった拠点はいくつかあって、その拠点が連携するためつなが

っているというような考え方を、国が示しています。

【渡辺委員】

何となくイメージは分かるのですが、用語集に入れてはどうかと思います。また、表記の仕方としては、カタカナで「コンパクト・プラス・ネットワーク」ではなかったかと思いますが、ご確認いただければと思います。

【事務局】

確認いたします。

【議長】

元々、いわゆるコンパクトシティというイメージが、一極に集中するというイメージがあったものを、現実の都市構造に即して、いくつかのコンパクトにまとまった拠点を認めて結びつける、そういうものですね。確かに、専門用語のような気がします。

【渡辺委員】

そうでしたら、なおさら用語集に入れた方が良くと思います。

【議長】

私から意見を言わせていただきます。

目標年次の考え方、表現について、50 ページに「目標年次は、令和 7（2025）年」とありますが、2 ページの都市計画マスタープランの概要では、「長期的視点に立った都市の将来像を明確にし」と記載してあるとおおり、都市計画マスタープランは、基本的に概ね 20 年で、前回の都市計画マスタープランも、概ね 20 年後ということで 2025 年を設定しています。

そのことを考えたときに、今回は、なぜ 7 年なのか、長期的とは言えなくて、中期とかそういうレベルになります。そのことが、今回の都市計画マスタープランの見直しとは何なのかという部分に結びついていて、現行の都市計画マスタープランがあり、その部分改訂になるということだと思えます。そのあたりをはっきりと書いたほうが良い。

話は 4、5 ページにも関係するのですが、平成 21 年 3 月に都市計画マスタープラン策定と書いてありますよ。これは、2 回目、この前の都市計画マスタープランがあり、それを全面改訂している。そこで、この表には、令和元年度も欲しくて、今回は何なのか、策定なのか、改定なのか、その位置づけをしっかりと書いてはどうか。今回は、全面改定ではないので、その辺の位置づけをちゃんとしておかないと、目標年次が何故 7 年なのか、ただ単に、総合計画などと合わせるというよりも、都市計画としても理由があり、今のマスタープラン

を基調としつつ、部分修正をしているということだと思うので。そのあたりを誤解なきように、表現等をもう一度加えて欲しい。

具体的には、50 ページに、なぜ 2025 年なのかということを書くか、あるいは、市長あいさつで位置づけを書くか。且つ、4、5 ページの年表にも、今回の改訂も入れて、平成 21 年 3 月の改定との関係を明確にする。そういう修正をして欲しいと思います。

そもそも、前回の策定とは違うのではないかという理解の部分ですが、そういう理解でよろしいですか。

【事務局】

おっしゃられた通りでございます。平成 21 年 3 月の改定は、全面改定でした。今回の都市計画マスタープランの見直しは、部分改訂、基本的には、平成 21 年 3 月の流れを踏襲しながら、変化した部分については対応をするという見直しを行っております。

【議長】

それでは、どこかでそれが分かるようにしていただきたいです。

それと、4、5 ページの人口の推移のところは、毎回気になるのですが、今は半減くらいに見えてしまい、人口減少を非常に強調するときにはこれで良いのですが、非常に誤解を与えるような表現でもあると思っています。危機をあおるという意味ではこれで良いのですが、誤解の方が大きいのかなという気がします。

【事務局】

特別、危機をあおろうとはしておりません。

【議長】

42 千人からの変化した部分のみを見せていて、それだと非常に大きな変化に見えるので、普通の緩やかに減っている感じにしたほうが、状況としては正しいのではないかと思います。

次に、事前に事務局にお伝えしたのですが、54 ページの将来都市構造図が少し気になっています。将来都市構造図は、非常に大事な、都市計画マスタープランの骨格となるような方針で、これが丸と線で表現されているのですが、これだけが都市構造じゃないというか、今回、人口減少などをテーマにしつつ、考えているものなので、市街地の形をどういう風にしていくのか、すなわち、面的な、人々が住む場所と、自然を守る場所との関係とか、そういうのも大きな都市構造として表現されなければいけないのではないかと思います。

51 ページに「都市づくりの目標」が 4 つ記載されていますが、この 1 とか 2

とかは、丸とか線とかで表せるのですが、「コンパクト+ネットワークの都市づくり」というところが、今の将来都市構造図では弱いと思います。

基本的には、人々が住んでいるというのは、もう少し軸沿いに広がっているとか、そういう面的な状況があるので、将来都市構造図に、面的な、少なくとも、都市計画でいうと市街化区域、すなわち、人が住むことが推奨されているとか、許容されている範囲と、市街化調整区域、緑地保全をしているところなど、その前提となる方針が、この将来都市構造図の中にも示されたほうが良いのではないかと思うところがあります。

委員の皆様のご意見もお聞きしたいところです。

将来的に、例えば、これは県の仕事になるのですが、線引きのラインを変えようだとか、市街化区域と市街化調整区域の関係を変えようとしたときに、この将来都市構造図を見ても、なかなか方針が分からないので、もう少し載せたほうが良いのではないか。「このあたりは、これからの市街地としてしっかりやっていく」とか、「ここは緑として残していく」とか、そういったこれからの三浦市の面的な都市構造の上に、核とか軸とかがのっているのが正しいのではないかということです。

事前に事務局にはお伝えしておりましたので、お示しいただけるものがあるようです。説明をお願いします。

【事務局】

今、スクリーンに映し出しているものは、54 ページの将来都市構造図の下が真っ白な地図の部分に、用途地域・自然環境保全地域・風致地区などを落とし込んだものになります。具体的には、75 ページの図になります。

おっしゃられた市街化を図るところというのは、用途地域を落とし込んだところ、用途地域は市街化区域ですので、そこが、これからも市街化を目指していくところであり、風致地区や自然環境保全地域、近郊緑地保全区域などについては、自然環境として残すべきところで、主に、三浦市の海沿いに設定されているところですので、そこは、自然環境を残していくところに、基本的にはなるとおっしゃってございまして、オーダーに、全ては応えられてはいないと思うのですが、取り急ぎ、作成いたしました。

【議長】

私が思っているのは、この用途地域とか自然環境保全地域とかの前提となっている方針がこの図に示されているべきということです。

用途地域とかは手法で、なぜこれをそこに適用しているのかという前提として、「この辺は市街化を認める」とか、「緑地を保全したい」とか、そういうことなので、少なくとも、もっとラインがここまで正確でなくて良かったり、市街化区域のなかの用途地域の別なんかはあまり重要ではないので、むしろ線引

きのラインくらいがふわっと見えたりしているくらいで良いと思います。それがあると土地利用の方針と整合性が取れてくると思うので。

お示しいただいた図を、もう少し作業としては簡略化するのですが、実際には、方針にさかのぼって、方針を示すような図にすると、三浦市の将来都市構造が分かるのではないかと。

委員の皆さんはいかがでしょう、ご理解いただけますでしょうか。

【渡辺委員】

確かに、今おっしゃられたとおり、54 ページの図では分からないので、例えば、57 ページの図を、細かい部分は無くすとしても、54 ページの上に、57 ページを透過させて重ねるような形にはできないでしょうか。

【議長】

レイヤー的に、そういった手法もありますね。54 ページに入れると、図としては正確けれども、分かりにくいといった部分が出てくるかもしれないので、分けるという手はありますね。

【出口（真）委員】

費用的な部分もあるので、レイヤー的な手法ではなく、簡略化した図にできるのであれば、簡略化したほうが良いのではないかと思います。

【議長】

元々、核や軸が簡略化されているので、それと同じレベルにすれば、抽象度としては同じになりますね。

52、53 ページにも追加をしなければならぬかもしれませんね。面的な、これからも人々が暮らし続ける地域みたいなものと、緑地をしっかりと守っていく地域みたいなものを加えると、三浦全体の方針が見えてくる。

皆さん異議が無いのであれば、一度トライしてもらって、まだ、どんな表現にするかというのは、実際にやってみないとわからないところもありますので、作業を進めてもらうということによろしいでしょうか。

【事務局】

都市核や地域交流ゾーンが、非常に唐突で、「なぜそこが都市核であるべきなのか」、「なぜ地域交流ゾーンがここであるべきなのか」という部分の背景が、現在の将来都市構造図の中では読めないというご指摘だと思っております。

そこで、既存の資料を重ね合わせた形で、今日は参考にお示ししているところでございますが、そういったことが意図して伝わるような図面にどう置き換えられるかどうか、改めて検討してみたいと思います。

【議長】

お言葉を返すようで申し訳ないのですが、ゾーンの背景を示すというだけではなく、ゾーンの理由は、ある意味交通結節点であることなどでもある程度は分かるわけですが、都市の市街地は、交流ゾーンとか都市核だけではなく、そうではない市街地、しかも人が住んでない、住まない緑地を守っていく部分などの方針が、この将来都市構造図には示されていない。本当は、そういうものも大事な構造で、三浦市の普通に人が住む場所はどこら辺なのかといったことで、ゾーンのために、中心核のために、背景を書くというのではなくて、並列にそういう要素も付け加えたほうがいいし、都市計画というのは、そういう施設的なものだけではなくて、面的な土地利用コントロールと両輪なので、もちろん、最終的には、核などの背景にもなりますが、土地利用コントロールの方針も、ここにしっかりと書くと良いのではないかという意見です。

【事務局】

改めて、そのように理解して検討してまいりたいと思います。

【議長】

他には、いかがでしょうか。

無いようでしたら、本日の議案は全て終了いたしました。事務局のほうへ進行をお戻しいたします。

- ・事務局より、①今後のスケジュール、②「三浦都市計画マスタープラン」、「三浦市みどりの基本計画」は、事務局にて管理すること、以上の事務連絡を行った後、閉会を宣言し、本小委員会を終了しました。